

## 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六八

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「この条」の下に「並びに附則第四項及び第五項」を加える。

第六条第三項第一号中「前条」の下に「第一項及び第二項（同条第三項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに附則第五項」を加え、同項第二号及び第三号中「前条」の下に「第一項及び第二項並びに附則第五項」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

2 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会と定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

4 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員のうち、第五条第三項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出

した額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。